

第2回肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会

会 次 第

日時：令和6年8月23日(金) 13:30～

場所：出水市役所 4階 403会議室

1 開 会

2 挨拶

(1) 肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会会長
(鹿児島県交通政策課長)

3 報 告

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会規約の改正について

4 議 事

第1号：第1回委員会の振り返り（鹿児島県）

第2号：調査（委託）事業の中間報告
(エイドリームコンサルティング(株))

5 意見交換

6 その他

7 閉 会

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会 出席者名簿

	団体名	職名	氏名	備考
1	鹿児島県総合政策部交通政策課	交通政策課長	鈴木 圭祐	
2	熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課	首席審議員兼交通政策課長	坂本 弘道	
3	鹿児島県薩摩川内市経済シティセールス部経済政策課	経済政策課長	高山 和人	
4	鹿児島県出水市政策経営部企画政策課	企画政策課長	青崎 譲二	
5	鹿児島県阿久根市企画推進課	企画推進課長	尾塚 禎久	
6	熊本県八代市総務企画部地域政策課	地域政策課長	松本 亨	
7	熊本県水俣市総務企画部地域振興課	地域振興課長	柿本 英行	
8	熊本県芦北町企画財政課	企画財政課長	白坂 達也	代理出席 課長補佐 竹下淳也
9	熊本県津奈木町政策企画課	政策企画課長	荒川 隆広	
10	肥薩おれんじ鉄道（株）	専務取締役	杉本 良一	
11	日本貨物鉄道（株）九州支社	運輸車両部長	中山 昇	

オブザーバー

1	国土交通省九州運輸局 鉄道部 計画課	計画課長	井料 達己	
2	国土交通省九州運輸局 交通政策部 交通企画課	交通企画課長	鈴木 貴大	
3	国土交通省九州運輸局 熊本運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	白石 勇人	欠席
4	国土交通省九州運輸局 鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	谷口 誠一	

第2回肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会 配席図

議長

(鹿児島県 交通政策課長)

○

エイドリームコンサルティング(株)

事務局

エイドリームコンサルティング(株)

事務局

随行者席

- 熊本県 首席審議員兼 交通政策課長 ○
- 八代市 地域政策課長 ○
- 水俣市 地域振興課長 ○
- 芦北町 企画財政課長 ○
- 津奈木町 政策企画課長 ○

- 肥薩おれんじ鉄道 専務取締役 ○
- 阿久根市 企画推進課長 ○
- 出水市 企画政策課長 ○
- 薩摩川内市 経済政策課長 ○
- 日本貨物鉄道九州支社 運輸車両部長 ○

随行者席

○ ○ ○

計九州運輸局長
九州運輸局長
鹿児島運輸企画支局専門官

随行者席

入口

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会規約

(目的)

第1条 肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会（以下「委員会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）の趣旨を踏まえつつ、肥薩おれんじ鉄道の安全かつ安定的な運行に向けた環境整備と沿線地域の活性化を図り、将来にわたり持続可能なものとするためのあり方を検討するために設置する。

(事務局)

第2条 委員会の業務を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、鹿児島県総合政策部交通政策課及び熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 肥薩おれんじ鉄道の持続可能な運営及び利用者の利便性確保に向けた方策等の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 委員会の委員は、別表1に掲げる者又はその指名する者とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会には会長1名、副会長若干名を置く。

- 2 会長は、鹿児島県総合政策部交通政策課長をもって充てる。
- 3 会長は、委員会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐して委員会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席できない場合は、あらかじめ届け出た代理の者を出席させることができる。この場合において、代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第7条 委員会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当する場合は、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、委員会を開催するいとまがない場合。
- (2) 事前に委員会において書面による決議の了承を受けている場合。
- (3) その他、特別な事情があると認められる場合。

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の委員会において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第8条 委員会で協議が整った事項については、委員会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(経費の負担)

第9条 委員会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第10条 委員会に監査委員を1人置く。

- 2 監査委員は、委員のうちから選任する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 委員会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月28日から施行する。

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会 委員名簿

別表1 肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会委員又はその指名する者

	団体名	職名	氏名	備考
1	鹿児島県総合政策部交通政策課	交通政策課長	鈴木 圭祐	県：会長
2	熊本県企画振興部交通政策・統計局 交通政策課	交通政策課長	坂本 弘道	県
3	鹿児島県薩摩川内市 経済シティセールス部経済政策課	経済政策課長	高山 和人	沿線市
4	鹿児島県出水市政策経営部 企画政策課	企画政策課長	青崎 譲二	沿線市
5	鹿児島県阿久根市企画推進課	企画推進課長	尾塚 禎久	沿線市
6	熊本県八代市総務企画部地域政策課	地域政策課長	松本 亨	沿線市
7	熊本県水俣市総務企画部地域振興課	地域振興課長	柿本 英行	沿線市
8	熊本県芦北町企画財政課	企画財政課長	白坂 達也	沿線町
9	熊本県津奈木町政策企画課	政策企画課長	荒川 隆広	沿線町
10	肥薩おれんじ鉄道（株）	専務取締役	杉本 良一	鉄道事業者
11	日本貨物鉄道（株）九州支社	運輸車両部長	中山 昇	鉄道事業者

オブザーバー

1	国土交通省九州運輸局 鉄道部 計画課	計画課長	井料 達己	国
2	国土交通省九州運輸局 交通政策部 交通企画課	交通企画課長	鈴木 貴大	国
3	国土交通省九州運輸局 熊本運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	白石 勇人	国
4	国土交通省九州運輸局	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	谷口 誠一	国

第1回委員会の振り返りについて

第1回検討委員会においては、実務ベースで共通の認識を図るため、肥薩おれんじ鉄道の現状と課題、貨物輸送の現状を把握し、現状等を踏まえた委託調査の内容を決定したところ。

【第1回委員会の概要】

- 地域に鉄道があるというアドバンテージを沿線住民が自覚する、マイルール意識を持つということは、鉄道の持続可能性を間違いなく高める効果がある。
- 公費を出すのであれば、地域住民がおれんじ鉄道に価値を見いだすような投資という、前向きな目線で考える形で議論していく。
- 地域が鉄道を大事にするからこそ、地域づくりという観点で、行政がそれを支援していく。単に観光だけでやっていくのではなく、地域住民が価値を見いだす必要があり、そういう視点で検討を進めていく。

こととしたところである。

第1回委員会においては、上記のほか、以下の2点についての整理を行うこととしたところであり、今回その整理を別添により行ったところであり、その内容を報告する。

- ① 各沿線における各種計画の見直し時期は如何
- ② 域内の高校生の通学手段の分析

沿線市町における肥薩おれんじ鉄道の関連計画への位置づけについて

社会資本整備総合交付金を活用する場合は、地方公共団体が作成するまちづくりや観光等に関する計画において、その戦略の一つとして「鉄道の活用」が位置づけられることが求められている。

そのような中、沿線市町においては、いつまでに同計画を見直す必要があるか。

【九州運輸局回答】

社会資本総合整備計画の提出期限（例年2月中旬）までに、沿線市町のまちづくり計画等に位置づけられている必要がある。

なお、地域公共交通特定事業実施計画（鉄道事業再構築計画）申請時に間に合わない場合は、将来の当該計画（まちづくり計画等）の改定が担保されていれば、問題はない。

（記載例：「〇年〇月変更予定の●●計画に□□の取組を記載」）

申請手続きスケジュール（令和N年度事業実施の場合）																								
	令和N-1年度												令和N年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域公共交通計画／再構築方針																								
特定事業の実施計画																								
立地適正化計画 （その他まちづくり等計画）																								
要望調査																								
整備計画																								
事前評価チェックシート																								
要望額																								
予算配賦																								
実施計画																								
交付申請																								
交付決定																								

【結論】

上記を踏まえると、肥薩おれんじ鉄道への社会資本整備総合交付金を令和8年度から活用するには、令和8年2月中旬までに沿線市町のまちづくり計画等への位置づけが必要となってくる。

1. 肥薩おれんじ鉄道沿線の県立高校生徒の通学手段

肥薩おれんじ鉄道沿線における通学手段の把握できる高校の生徒数は、全体で約5千人で通学手段は、令和6年度においては、通学距離が比較的近距离と考えられる「徒歩」、「自転車」の割合が約67%を占める。

次に割合の大きい通学手段は、「鉄道」となっており、その割合は約20%である程度のシェア、バスは約5%でシェアとしてはそう多くはない。



	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生徒数	5,368	5,361	5,435
徒歩	494	515	573
自転車	3,165	3,156	3,064
原付	291	275	310
バス	339	347	284
鉄道	1,014	1,004	1,091
その他	136	162	222

(単位：人)

※一部に重複があるため、生徒数と通学手段の合計は一致していない。
 ※通学手段が不明な高校は除外している。



2. 通学定期の駅別販売状況 (令和6年4, 5月実績)

肥薩おれんじ鉄道から提供された高校別・駅別の販売実績を見ると、どの地域からの通学か推測できる。地域外への移出はそう多くはないのではないかと考えられる。

	八代駅	日奈久温泉駅	肥後田浦駅	佐敷駅	水俣駅	出水駅	西出水駅	野田郷駅	阿久根駅	川内駅
八代高校	29	1	0	4	6	0	0	0	0	0
八代東高校	9	0	0	5	1	0	0	0	0	0
八代清流高校	19	1	0	9	1	0	0	0	0	0
八代工業高校	24	1	0	19	8	0	0	0	0	0
秀岳館高校	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0
八代白百合学園	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0
八代農業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
芦北高校	12	0	0	28	26	0	0	0	0	0
水俣高校	2	0	0	9	10	2	0	0	0	0
出水中央高校	0	0	1	2	5	6	11	2	6	5
出水高校	0	0	0	0	0	3	5	1	2	1
出水商業高校	0	0	0	0	0	6	1	1	8	0
出水工業高校	0	0	0	0	0	2	12	0	4	0
野田女子高校	0	0	0	0	4	2	7	13	9	12
鶴翔高校	0	0	0	0	0	11	5	1	17	8
川内高校	0	0	0	0	0	11	6	1	22	2
川内商工高校	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
れいめい高	0	0	0	0	0	1	1	0	11	0

※黄色着色は最寄り駅